

比嘉朝健「琉球歴代画家譜」の校異について(2)

川島淳・喜納大作・倉成多郎・輝広志

はじめに

比嘉朝健は、複数の家譜から絵師に関する記述を抜き出して、「琉球歴代画家譜」を編集した。この編集の成果は、一九三五(昭和一〇)年に雑誌『美術研究』第四五号・第四六号において掲載された。

「比嘉朝健「琉球歴代画家譜」の校異について(1)」は、『壺屋焼物博物館紀要』第一号(二〇一〇年三月)において掲載された。ここでは、喜納大作・倉成多郎・輝広志が、比嘉朝健「琉球歴代画家譜」上「掲載の家譜と家譜の複写本を校合して、その校異を脚注に示すという手法を採用した。こうした手法に基づいて、本稿では比嘉朝健「琉球歴代画家譜」下」を底本として、基本的には家譜資料の複製本と比較して校異を示すことにする。

琉球歴代画家譜 下

一 殷元良⁽³⁾

〔殷姓家譜〕

七世庸昌 座間味親雲上 童名真牛 唐名殷元良 行二康熙五十七年戊戌

十二月二十一日未時生

父 仲松里之子親雲上庸象⁽⁴⁾

母 吉氏我謝里之子親雲上孟喬女真満

室 向氏松村親雲上朝英女思戸⁽⁵⁾
康熙六十一年正月十一日四日生

長女真満⁽⁶⁾
乾隆七年壬戌十一月九日生

次女武樽金⁽⁷⁾
乾隆十二年丁卯三月五日生

長男庸頌

次男庸叙

三男庸福

尚敬王世代

雍正七年己酉閏七月十四日⁽⁸⁾庸昌十二歳蒙聖上以⁽⁹⁾庸昌善画之故召入禁中而養育焉

先是⁽¹⁰⁾庸昌自六七歳常好画譜父庸象叱曰汝当習字何必好画⁽¹¹⁾習字之余亦窃便筆

画焉及八九歳画筆含神名聞郷里聖上召試遂命⁽¹²⁾庸昌供使令員役且令從吳氏山口

親雲上保房以学画法⁽¹³⁾諱元良未有字国師蔡温公賜字曰廷器其意云⁽¹⁴⁾庸昌幼而善

画似有王摩詰之風是亦朝廷之一器也故以廷器為字二十八日恭蒙聖上賜印三面

一 中庸書世一殷元良印一廷器氏

字 廷器氏⁽¹⁵⁾

元良即相輔之謂也有国輔政有家佐俗謂之元良今此子性好画譜動筆則紙上

如遊于山水之間誠可謂画仙矣亦朝廷之器而世上之奇玩也故字曰廷器⁽¹⁶⁾

雍正十一年癸丑十月五日叙若里之子此兒以童年而善画故朝廷不論年之長幼与

位之階級而特叙此位此日恭蒙聖上賜朝衣裳一領大帶一筋御玉貫一双又蒙国母

毛氏聞得大君加那志王妃馬氏佐敷按司加那志遣使賀賜御玉貫各一双不止微臣

之承寵渥而已是亦家門之榮光也

謹言上写

仲松里之子親雲上次男

真宇志

請若里之子

右若年二而候処絵書候儀技群之働最早国用相立候位階歳割無構御位可被成

下事 以上

十月五日

雍正十一年甲寅三月十七日結敬髻此日蒙聖上及国母王妃遣使賀賜御玉貫各一(19) 双(20)

乾隆二年丁巳閏九月十五日娶向氏松村親雲上朝英女思戸(21) 此時恭蒙聖上及国母王妃遣使賀賜于夫婦御玉貫各二双(22)

乾隆三年戊午六月六日(23) 元良在奥御小姓役時奉旨模写内間御殿御製碑字竝画鳳日于碑面窃按内間御殿乃先王采地之旧宅而藏宝枕良有以也聖上以旧蹟之非輕而新立碑于殿前此文御製此字御筆輝前戒後固非尋常之可比矣且聖上親記(24) 元良

等姓名于碑背俱伝不朽此亦(25) 元良等奇遇之榮光誠莫大焉茲自六月六日至十月六日全竣其事八日撰吉立碑之日聖上扨謁殿(26) 元良恭蒙褒賞賜上布一疋

乾隆十一年丙寅六月十五日叙黄冠十九日扨朝廷之時恭蒙聖上及国母王妃遣使賀賜御玉貫各一双(27)

乾隆十六年辛未六月三日為錢御藏御大屋子九月四日扨朝廷二十一日恭蒙尚穆王及国祖母毛氏聞得大君加那志国母馬氏佐敷按司加那志遣使賀賜御玉貫各一(28) 双(29)

尚穆王世代

乾隆十七年壬申二月十一日為進貢事耳目官向氏湧川親雲上朝喬正議大夫揚大壯胡屋親雲上赴中華之時奉命為北京大筆者(30) 九月二十二日賜御

茶飯十一月六日那霸開船到馬齒山十四日放洋二十二日到閩十二月六日安插柔遠駅翌年八年(31) 十日起身赴京十二月九日抵京都皇上賜物件如例(32)

同十九年甲戌二月二十四日公務全竣出京閏四月二十五日回閩六月十日五虎門開洋十四日歸国復命(33)

乾隆十九年甲戌十月六日兼本職奉命於円覺寺奉恭画先王尚敬尊遺像十一月朔(34)

日告成

乾隆二十一年丙子十二月朔日為御書院御物当(35) 乾隆二十三年戊寅十二月朔日為御近習役(36) 乾隆二十四年己卯十二月朔日任座間味間切惣地頭職九日扨謝朝廷之時恭蒙聖上遣使賀賜カステラ四箱(37)

乾隆三十二年丁亥三月二十九日不祿享年五十号俊得岨聖上遣使祭賜御香五本御玉貫一雙且惠賜錢百貫文米五斗起御塩粥二度国祖母毛氏聞得大君加那志国母馬氏佐敷按司加那志米各一俵御塩粥各一度(38)

一 查丕烈(39)

〔查姓家譜〕

十五世真補 仲曾根子(40) 童名真三良 唐名查丕烈 行二道光二十三年癸卯閏七月十日生

父真榮

母毛氏思龜

室毛氏奥間筑登之親雲上邑厚女真吳勢 長女思龜(41) 同治十一年辛未七月十日生(42)

尚泰王世代

咸豐七年丁巳三月七日結敬髻

同治四年乙丑十二月朔日為絵師叙筑登之座敷

〔吳姓家譜〕

八世政賀 屋慶名筑登之 童名太良金 唐名吳著温後改吳著仁 乾隆二年丁巳六月

九日生

父屋慶名筑登之親雲上政宜

母成氏真滿

室南氏大嶺筑登之親雲上快回女真牛

長男政永 童名思加唐名吳紹輝乾隆二十五年庚辰九月十九日生同二十六年辛巳九月十八年壬午年二月

繼室倪氏大城筑登之賢張女真伊奴金

長女真牛 乾隆二十八年癸未十一月十日生嫁毛氏奧圖里之子親雲上開業

次男政行 因政永早死請司為嗣子

三男政喜

次女真鶴 乾隆二十五年庚寅四月二十五日生嫁麻氏右嶺筑登之親雲上真秀

四男政榮

五男政能

六男政燦

尚敬王世代

尚穆王世代

乾隆二十三年戊寅十二月朔日為絵師叙筑登之座敷

乾隆二十五年庚辰十二月朔日奉詰越之命其書左記焉

覚

絵師 屋慶名筑登之

右者此節勤年数筈合代合仕筈御座候処御用向考方等取覚手筋宜相弁当分代合仕候而八差支可申候間今一詰勤越被仰付度旨絵師主取書付貝摺奉行次書

尾以申出られし旨有之候間其通被仰付被下度存候事 以上

辰十一月朔日

乾隆二十七年壬午十二月朔日奉詰越之命其書左記焉

覚

絵師 屋慶名筑登之

右者此節勤年数筈合に而退役仕筈候処当分代合被仰付候而者御用向差支可申候間今一詰勤越被仰付度旨貝摺奉行より被申出候付其通被仰付候事

午十二月朔日

乾隆三十年乙酉十二月朔日為絵師

乾隆三十二年丁亥十二月七日奉詰越之命其書左記焉

覚

絵師 屋慶名筑登之

右者勤年数筈合此節代合仕筈候処絵柄相応之者に而退役仕候而は差支可申候間今一詰勤越被仰付度旨貝摺奉行申出有之申口吟味之上両前申出候間其通被仰付被下度奉存候 以上

十二月七日

乾隆三十四年己丑十二月朔日為宮古御藏筆者

口上覚

乍恐申上候私事幼年より絵に志し故座間味親雲上江相付致稽古年来御用絵等被仰付候付先様猶以相学度存念御座候処元来極貧之者に而志し相置候様不罷成残念至極歎ヶ敷次第に而去年奉願趣御座候処宮古御藏役被仰付難有仕合奉存候依之唐江罷渡山体岸組等之風景直見之上随分致稽古先様猶以御用相立度念願御座候条一身之御賦飯米被下成度当秋渡唐被仰付北京迄罷登り候様被仰付被下度奉願候右様被仰付被下候て師匠取合稽古

料等之儀者自分に而相調候様可仕候此旨宜様御取成可被下儀奉願候 以上

寅三月

屋慶名筑登之

九世政喜

屋慶名筑登之 童名松金 唐名吳昆行 行三乾隆三十三年戊子

乾隆三十八年癸巳閏三月四日因中城王子尚哲公赴于薩州奉命為從者叙黃冠

三月五日生 父屋慶名筑登之政賀 吳著温

同五月八日為贖事恭蒙聖上遣使賜白木綿一端白羽扇子一箱同日恭蒙国母毛

母倪氏真伊奴金

氏聞得大君加那志国妃向氏佐敷按司加那志每各位賜中官香三把白羽扇子一

室璉氏平安座筑登之親雲上唯常女真牛

箱六月五日那霸開船到魔府公務全竣翌年四月十三日帰国

長男政達

覺

次男政佐

屋慶名筑登之

尚穆王世代

銀子百二拾目

乾隆四十七年壬寅九月二十七日結敬髻

右繪為稽古去寅年渡唐於北京能繪本見当国用可相立と存御物之内より右

尚温王世代

員数拝借に而買渡申候屋慶名事中城王子様御從者被仰付御上国前又者於

嘉慶元年丙辰七月朔日為繪師叙筑登之座敷

御国元に茂右繪本を以書認段々御用相立申候間被下切に被仰付被下度奉

嘉慶二年丁巳十二月十二日為繪師詰越

存候事

嘉慶四年己未十二月朔日為繪師詰越

午十月二十九日

尚瀨王世代

乾隆四十四年己亥六月為仕上世座大屋子

嘉慶十年乙丑十二月朔日為繪師

乾隆五十年乙丑十二月朔日為給地御藏大屋子

嘉慶十一年丙寅十一月蒙賜上布一疋

原是向元册平敷親雲上朝英為拝給先上尚成王之御禮儀且控書奉憲令充其加勢同十年起至十二月告成故也

乾隆五十二年丁未八月宸筆区額于四方鑲因画表龍主上燮之翌年八月二十日

嘉慶十二年丁卯十二月為繪師詰越

於下庫理賜上布一疋

嘉慶十五年庚午十二月朔日為繪師叙黃冠

嘉慶五年庚申七月二十日不祿寿六十四号槐岳

嘉慶十八年癸酉七月三日為繪師主取

勤役六年

道光二年壬午十二月朔日為宮古御藏大屋子叙勢頭座敷

道光五年乙酉四月十四日不祿享年五十八号桂山

一 吳昆行⁽⁵⁾

〔吳姓家譜〕

〔向姓家譜〕

十二世朝安 小橋川親方 童名松金 唐名向元瑚 行一 乾隆十三年戊辰十一月十三日生

父朝教

母蘇氏思龜

室章氏久仁嶋里之子親雲上正邑女真鶴

乾隆二十二年丁丑十一月十七日生道光十三年壬辰十月二十六日卒壽七十六号安室

長男朝房

長女真加戸樽

乾隆四十六年辛丑七月十日生嫁于和字慶里之子親雲上馬口

次女真牛

三女思戸

乾隆五十一年丙午七月五日生嫁于向氏神村里之子親雲上朝典成豐三年壬子五月三十一日死寿六十七号永安

次女朝得

童名真藤戸唐名向日號乾隆五十四年己酉六月十三日生同五十五年庚戌十月天享年三

三男朝副

四男朝方

五男朝和

六男朝睦

童名思武本唐名向日號嘉慶五年庚申九月二十二日生同七年壬戌五月十日天享年三

七男朝昌

尚穆王世代

乾隆二十七年壬午九月十日結敬髻

同三十一年丙戌十二月朔日為絵師陸若里之子

同三十三年戊子十二月朔日奉勤詰越画師命其書左記

覚

右此節代合之管御座候処絵柄相应有之代合仕候而は御用支相成申候間今一

詰勤越被仰付被下度旨貝摺奉行申出申口吟味之上同前申出候間其通被仰付

被下度奉存候事

子十二月朔日

乾隆三十九年甲午十二月朔日為納殿筆者同四十五年庚申三月十九日為三司官馬氏与那原親方良矩仮与力

同年十二月九日陞黄冠

同四十九年甲辰十二月十六日為御物奉行仮筆者

同五十一年丙午二月十一日為御物奉行筆者相付

同五十七年壬子二月朔日為御物奉行筆者

尚温王世代

乾隆六十年乙卯十月十二日兼本職承憲令於円覚寺奉恭画先王尚穆及尚哲尊遺像同十七日起筆至同十二月二十六日造竣

嘉慶元年丙辰正月初九日又蒙承憲令于同所奉恭画自先王尚円以迄尚哲控之尊遺像各大小二幅同初十日起筆五月二十日造成因蒙朝廷賞賜褒書其書記于左

今般尚穆様尚哲様御後絵拝調方且尚円様御以来尚哲様迄之御後絵御控書御二通拝調候様被仰付候処本職掛而出精拝調大切之御用首尾克相弁候儀拔群之働故以後其御見合被仰付度旨達上聞褒美状如件

嘉慶元年丙辰十一月八日

恩河親雲上

嘉慶元年丙辰二月初一日為進貢兼慶賀太上皇帝佞位皇帝登極事奉命為北京大

文九月二十七日恭蒙賜御茶飯翌年四月朔日随王舅東邦鼎天願親方正議大夫毛

廷柱兼本親雲上那霸開船即到馬齒山候風初十日彼山開船十九日到閩五月朔

日安挿館駅所有公務照例施行九月二十二日福州起身十二月初九日進到京城

十五日納献進貢慶賀方物翌年正月二十五日恭蒙在午門前賞賜絹二疋毛青布八

端二十九日京城起身四月十八日回来福州館駅六月初二日離駅登船二十五日在

五虎門放洋因風不順七月十一日漂到山川二十四日為稟報所管公務事奉命到鹿

児島府八月十三日登城朝見且奉献物件諸凡公務照例全竣九月初十日奉許回之命時蒙中将重豪公賞賜白麻布三束太守齊宣公賞賜白麻三束十四日虎寿丸公賞賜白麻三束十四日回来山川坐駕本船二十五日山川開船十月初三日回国

嘉慶四年己未十一月三日賞賜褒書原是因為北京大文慶賀太上皇帝佞位皇帝登極之時其所用銀兩比較旧例既減五百兩故蒙是賞其書記于左

去辰年慶賀王舅渡唐之節遣銀之儀先例七拾貫目差渡五拾貫目余遣込置候処當時至而御手廻之砌冠船方大分之御用銀調兼甚及難渋候間五拾貫目にて隨分相濟様可取計旨王舅大夫江申含差渡候処右之銀高以而諸事相弁先例より五貫目相減候由後例に茂相成事候処時節柄御益筋を働候段殊勝之至候右之趣達上聞褒美状如件

三司官

嘉慶四年己未十一月三日

北京大筆者 恩河里之子親雲上

嘉慶五年庚申二月朔日為進貢併謝恩事奉命為大唐船大文九月初二日蒙賜御茶飯十月二十日隨王舅毛国棟高原親方紫金大夫鄭得功宮城親方耳目官向必頭伊計親雲上正義大夫浦崎親雲上与封船共那霸開船是日到馬齒山候風二十五日彼山放洋十一月初二日到怡山院十二日安挿館駈公務全竣翌年五月十三日離駈登船二十三日五虎門開船六月初三日到伊平屋嶋洋而抛錠至初五日引運天港次日彼地開船初七日帰那霸付此時才府向文享上与那霸親雲上官舍翁廷柱德平里之子親雲上脇筆者湯士英照喜名筑登之親雲上

嘉慶六年辛酉六月十二日奉命為返上物宰領七月二十四日那霸開船三十日進到山川八月朔日彼地開船是日收魔府次日具報其由自初三日奉納返上物件十三日奉太守旨尚容宜野灣王子以下御使者役々等到儀御殿賞觀庭院並看座上写繪賜盛宴且蒙賜玄心探溪画二幅盃一個鼻紙袋一個腰差一個烟包十個楊子差二十個

團羽二握烟袋二枚手巾三条此日奉旨座上写呈華絵八月二十八日朝觀九月初三日太守行幸今和泉御屋敷此時奉旨又座上写呈絵賞賜盃一個鼻紙袋一個腰差一個烟包十個烟袋三枚十二月十二日奉上進到御納戸写呈絵賞賜国分烟草五十把丹後嶋二疋此外每逢絵之需在館写呈十二月二十六日賞賜絵半切紙一箱長硯蓋一箱嶋織縮紬一疋公務全竣奉許回之命時荷蒙中将重豪公賜白麻三束太守齊宣公賜白麻四束虎寿丸公賜白麻三束既而充公銀宰領翌年三月十八日離館登船二十二日魔府開船是日到山川抛錠四月初四日彼地開船初八日帰到那霸嘉慶七年壬戌二月初二日為給地中取陞当座本年十二月二十五日荷蒙賞賜上布三疋其褒書記左

寛写

上布三疋 完

去西返上物宰領大筆者 恩河里之子親雲上

佐渡山親方与力 山内里之子親雲上

右者去歲上国之砌儀屋敷江御使者役々被召呼候節於御前席画書被仰付其外御用段々之書認且屋敷方江御入之節茂被召寄御殿江茂御用有之於御納戸唐画唐字相認差上候付度々拝領物被仰付且御近習番左近允千藏殿江唐画唐字相教候様被仰付時々旅宿江被差出候付相教候段在番佐渡山親方申越之趣有之候兼而嗜宜段々御用相立殊勝之至御座候間為御褒美右通被成下度奉存候事 以上

戌十月二十五日

尚成王世代

嘉慶八年癸亥二月二十九日為御用意中取本年閏二月二十日兼本職承憲令於岡覚寺奉恭画先王尚温尊遺像併控之尊遺像大小二幅二十五日起筆至同四月十八日共全造成

同年七月二十一日今帰仁間切平敷地頭職

同年九月二十七日恭蒙聖上賞賜上布二疋併褒書其書記于左

其方事兼画工志有之先年尚穆様尚哲様御後繪被仰付候節兼而御物入を以稽古被仰付置候者共何れ茂試申付候得共御用不立兼其方江拝調方被仰付候処右御所様御後繪竝尚円様御以來之御後繪御控書御二通首尾好奉認猶又今般尚温様御後繪竝御控書御二通是又首尾能奉書且又返上物宰領之時於御國許御用画段々相認候付度々拝領物被仰付且御近習番左近充千藏殿江唐面相教候様被仰付時々旅宿江被差出候付相教御當時御外聞茂宜尤旅地御奉公茂段々相勤格段之働故先達地頭所被下置此節茂拝領物被成下事候間先様猶以出精可相嗜候此旨達上聞申達候条難有奉拝承者也

三司官

亥九月二十七日

平敷親雲上

尚灝王世代

嘉慶九年甲子二月二十七日御物奉行爲帳主取同十年乙丑十一月十四日兼本職承憲令於天王寺奉恭画先王尚成尊遺像併控之尊遺像大小二幅同十七日起筆同十二月二十七日共造成

同十一年丙寅十一月初十日恭蒙 朝廷賞賜上布二疋併褒書其書記于左

其方事兼而画工相嗜候付去歲尚成様御後繪拝調方被仰付大切成御用本職懸而首尾能奉書格段之働候此旨達上聞爲御褒美別楮之通拝領物被成下候間難

有可頂戴者也 三司官

寅十一月十日

平敷親雲上

嘉慶十一年丙寅十二月朔日爲西山奉行陞座敷

同十二年丁卯正月二十七日明年当册封使臨國之時爲評価主取由行
同十四年己巳二月初七日任大美御殿大親職同十一日拝謝朝廷恭蒙聖上遣使賀賜御玉貫一雙

同十六年辛未二月初一日爲接貢事奉命爲才府八月初三日恭蒙御茶飯十一日荷蒙膳煙草二十把大平布一疋又蒙賜内院御扇子一匣内院緋地島細上布一端九月初三日那霸開船到馬齒山候風本月十四日彼地開船十五日到久米山灣泊二十七日開駕赴閩奈洋中風猛起不能進五虎門十月初一日漂到海澗地方当此之時冬今已届南風漸少若本船遲滯於此地誠恐弁公不及而失回之期稟請各上司我等弁事員事于十一月二十二日陸地起身二十五日到琉館翌年三月本船進省公務全竣離馱登船五月十五日五虎門放洋因風不順二十六日漂到山川報明其由六月五日到麿府自七日起奉納返上物件至七月初一日尽皆納清九月初一日登城朝見公務全竣奉許回之命厥時大御隱居重豪公御隱居齊宣公各賜白麻三束太守公加賜四束九月二十六日回到山川坐駕本船十月十五日彼地開船二十一日回国復命
嘉慶十六年辛未八月十一日御地頭信濃公賞賜褒書其書記于左

琉球館聞役在番親方江返上物宰領才府 平敷親雲上

右同大筆者 永松親雲上

右之者返上物之儀に付以前より段々申渡有之近年品位不宜候付分而申渡有之候処当夏之儀例年より相揃地合等茂宜畢竟心掛候筋に相見得候条右之趣申渡猶又以來之儀当年届之様心掛買渡候様琉球渡唐之役者江可申渡旨三司官江可申渡候右申渡高奉行江茂可申渡候

八月

信 濃

本年十一月四日恭蒙朝廷賞賜褒書其書記于左

当年返上物之儀例年より相揃地合等宜敷畢竟心掛候筋相見候条右之趣於琉球可申渡旨信濃殿御書付を以仰渡有之候以來之儀茂当年届之様心掛可買渡

之趣是又御書付御見得候近年品位不宜分而被仰渡有之候処厚汲受出精殊勝之至候依之而褒美状如件

三司官

嘉慶十七年壬申十一月四日

才府平敷親雲上

嘉慶十八年癸酉三月十二日轉任西原間切小橋川地頭職

同年十二月朔日陞申口座

同年同日為鍛冶奉行

同二十年乙亥三月十九日為御用意中取

同年十月朔日為御船手奉行

同二十二年丁丑九月十八日恭蒙朝廷賞賜褒書其書記于左

御船手之儀例年楷修表補帳遲多分十月迄相掛勘定相逐以処分今般之儀早々差出且役中帳内宜相調引合方等無遲々相弁御物過不足一えん無之出精之程相見候段勘定奉行被申出趣逐披露候処神妙至被思召候此段可申渡旨御差圖に而候 以上

九月十八日

澤岬親雲上

御船手奉行 小橋川親雲上

嘉慶二十二年丁丑五月二十六日承憲令於円覺寺奉恭彩自先王尚円以迄尚敬尊遺像六月六日起筆同七月二十日造成因蒙朝廷賞賜褒書其書記于左

今般尚円様以来尚敬様迄之御後絵彩上方被仰付候処出精拝調大切之御用首尾克相弁候儀一稜之働殊勝之至候依之而褒美状如件

三司官

嘉慶二十二年丁丑十二月十八日

小橋川親雲上

道光八年戊子三月八日因尚育公即位之大慶叙紫冠賜知行二十斛拝謝朝廷之日聖上及国祖母国妃每各位遣使賀賜御花一籠御玉貫一双完

同十年庚寅六月十七日恭賞賜扇子一箱内藏 原是雲州香龍酒亭藏西書三本杉原紙一帖八丈島一端内藏 虎頭方紙酒崎山竹編八高紙

内藏 西備皇藏殿 賜即如此

道光十二年壬辰二月二十八日因奉王命画奥御書院龍図御額恭蒙賞賜扇子一箱

内藏 三本羅緞大帶地一条分白麻十帖

尚敬王世代

道光十八年戊戌七月朔日從聖上賀九十一長寿賞賜綿子二把島紬一端

同二十年庚子二月十六日因奉王命画寿老人且龍図恭蒙賞賜扇子二本無絹綿大

帶一条国分煙草入一本

同二十一年辛丑十二月九日卒寿九十四号瑞雲翌日送葬之時恭蒙聖上及国祖母

向氏聞得大君加那志国母向氏佐敷按司加那志国妃向氏野嵩按司加那志每位遣

使祭賜御香五本御花一籠御玉貫一双

一 張忠令(57)

〔張姓家譜〕

七世宗雍 烏袋筑登之親雲上(58) 童名思次良 唐名張忠令 行一乾隆二十七

年壬午四月三日生(59)

父宗宝(60)

母麻氏武樽金

室帶氏喜名筑登之親雲上兼寧女真吳勢(61)

長女真加戸乾隆五十五年三月十四日生

次女思戸乾隆五十五年庚戌三月十三日生咸豐二年壬子四月九日死年六十三号妙寿

長男宗封

次男宗仲

三女真鶴 嘉慶七年壬戌正月十五日生

四女真牛 嘉慶十四年己巳九月十八日生

尚穆王世代

乾隆四十一年丙申九月十日結敬髻

同五十二年丁未十二月朔日為繪師叙筑登之座敷

乾隆五十四年己酉十二月朔日為繪師勤越

乾隆五十七年壬子十二月朔日為繪師

乾隆五十九年甲寅七月蒙賜褒書其書如左

其方事江戸立之時東叡山江御寄進用之金花龍蠟燭仕立方被仰付候処結講相

調此節□□候然者右仕立料之儀壹萬貳千八百九拾貫文余之取立に而候故唐

江御詠被仰越護送船より買來候得共位不宜御用不相立御責に相成候然処其

方四千五百貫文に而引請作調候故八千四百九拾貫文余御益筋御難洩之御時

節一稜の働殊勝之儀被思召候先様何歟願出之砌其御見合可被仰付候間猶以

出精致右様之御用相勤候様厚可掛心候右之趣可申渡旨御差図に而候 以上

寅七月

田嶋里之子親雲上

喜名親雲上

伊江親方

立岸村嫡子 嶋袋筑親雲上

乾隆五十九年甲寅十二月朔日為繪師主取叙黃冠

尚温王世代

嘉慶元年丙辰十一月八日賞賜上布一疋

原是向元福思河里之殿上朝安拜給先王尚穆及尚哲尊遺像之時奉憲令充其加勢自同乙卯年十月十七日起工至十二月二十六日告成故實

賜如 此也

嘉慶二年丁巳正月蒙賜褒書其書如左

冠船(原註)二付御□□当方入用之金花拾貳対台龍蠟燭拾貳対台共其方江仕立

方被仰付候処位能相調御用相立候然者先例小細工奉行所より作調置入料取

立候得者四千五拾貫文余相及候其方者三千貫文に而相調候故千五拾貫余御

益相成御難洩之時節柄一稜の働殊勝之至被思召候向後何歟願出之砌其見合

可被仰付候間先様猶以致出精候様可申渡旨御差図に而候 以上

巳正月

牧湊親雲上

兼ヶ段親雲上

伊江親方

立岸村嫡子 嶋袋筑登之親雲上

嘉慶四年己未十二月二十四日從乾隆皇帝様拜領之福之字御筆御額御仕立為主

取本年十一月二十日全因就成恭從聖上賞賜上布一疋

嘉慶六年辛酉五月二十二日恭蒙賜褒賞其書如左

其方事仮貝摺筆者相勤候御役申合細工人共に而引勤夜白出精相働せ御規

式毎間を合相弁入目料茂兼而之見賦より壹萬五千八百貫文余相減御益筋相

成殊勝之至候依之而御褒美状如件

三司官

嘉慶六年辛酉五月廿三日

立岸村嫡子 嶋袋筑親雲上

尚成王世代

嘉慶八年癸亥九月二十五日上布一疋拜領焉

原是先王尚温王御後給拜領方為加勢因能非御用有此賜也

尚灝王世代

嘉慶十六年辛未六月朔日為大台所大屋子

本年十二月朔日叙勢頭座敷

嘉慶十八年癸酉十二月十二日為御用物座大屋子

道光元年辛巳四月五日為御用物座大屋子

道光二年壬午七月九日為繪師

道光三年癸未十二月朔日為繪師主取

道光七年丁亥十月九日上布一疋拝領焉

原是皇帝様御拝領之御額
御仕立勤繪師主取故有此賜

道光八年戊子從御隱居様御内院命爬龍舟漕方之圖書写因弁御用幅広晒布二疋

杉原紙一束拝領焉

道光十二年六月朔日為錢御藏大屋子

本年十二月朔日叙座敷

道光十八年戊戌五月五日卒寿七十七号宗榮

註 冠船は清朝冊封使船を云ふ。

一 慎思九 (109)

〔慎姓家譜〕

八世寬英 泉川筑登之親雲上 童名真蒲戸 唐名慎思九 行一 乾隆三十二

年丁亥十月朔日生

父寬邦

母呂氏思戸

室翁氏荻堂筑登之盛敷女真鶴

長男寬郁

長女思戸 乾隆五十八年癸丑
十二月二十九日生

次女真鶴 嘉慶元年丙辰
四月十四日生

次男寬起 原名松金唐名慎克光嘉慶三年戊午正月十
日生同五年庚申十月二十三日壬午年三

三男寬道

四男寬備

三女真勢 嘉慶八年癸亥
八月二日生

四女真加戸 嘉慶十一年丙寅
六月二十日生

五女真蒲戸 嘉慶十九年甲戌
七月二十九日生

尚穆王世代

乾隆四十年辛丑十一月十三日結敬髻

同五十年乙巳十二月朔日為繪師叙筑登之座敷

同五十四年己酉十二月十二日為繪師

同五十八年癸丑十二月朔日為繪師

尚溫王世代

乾隆六十年乙卯十二月朔日繪師蒙越勤之命其書左記焉

覺

繪師 久米村嫡子

玉山筑登之

同 崎山村嫡子

泉川筑登之

右者繪師三人此節勤年数管代退役仕管処江戸立方御用段々取付居候付三人
代合仕候而ハ差支申候間右兩人今一詰勤越被仰付度旨具摺奉行申出之趣有
之候間其通被仰付被下度奉存候事 以上

卯十二月朔日

嘉慶元年丙辰十一月八日蒙賜上布一疋 原是向元朝恩河里之子親雲上朝英因拝繪先王尚穆及尚哲公尊遺儀且自尚門王
至尚哲公之尊遺儀控書奉慶各充其加勢乾隆六十年乙卯起事至十二月二十六日

告竣共
成故也

同二年丁巳十二月十二日為繪師詰越

同四年己未十二月朔日為繪師主取叙黃冠

尚成王世代

嘉慶八年癸亥九月蒙賜上布一疋 原是向元端平數親雲上朝英因拜繪先王尚成王之遺像且控書奉憲令充其加勢同年閏二月起事至四月告竣故也

尚灝王世代

嘉慶十一年丙寅十一月六日蒙賜上布一疋 原是向元端平數親雲上朝英因拜繪先王尚成王之遺像且控書奉憲令充其加勢同年十月起工至十二月告竣故也

同年十二月朔日繪師蒙越勤之命其書左記焉

覺

泉川筑登之親雲上

右者勤年數等合此節退役仕筭候処冠船前御用多有之当分代合仕候而ハ差支申候間今一詰勤越被仰付度旨貝摺奉行申出之趣有之候間其通被仰付被下度奉存候事 以上

寅十二月朔日

同十四年己巳十月二十日為繪師主取

同十八年癸酉六月朔日為大台所大屋子叙勢頭座敷 山繼為繪師主取中途転此役 是時因為慶賀之大礼重多大台所公帑之出入大繁而然向氏喜久元里之子親雲上朝祥吉氏我謝里之子孟平麻氏親里里主真保等尽心弁理速報清冊封内曾無一毫之不明白因此叨蒙御双紙官転詳于法司發賜褒書其書記于左

大台所之儀去年者御祝儀打継段々御用多有之候処帳内宜相調引合方等無遅々相弁御物過不足一エン無之首尾方早々引継出精之詮相立候段勘定奉行被申出趣逐披露候処殊勝之思召候此段可申渡旨御差図ニ而候 以上

戌十二年 十五日 月の誤リ

安里親雲上

城間親雲上

西大台所役人 泉川筑親雲上

嘉慶二十三年戊寅十二月朔日為繪師主取

道光元年辛巳聖上為御用山水之御掛画一枚為御看和墨画四枚花鳥之画二枚画之備上覽依之為御褒賞同五月三日御扇子一箱上布一疋拜領焉

道光二年壬午從聖上山水之御掛画一枚為御用画之備上賢依之為御褒賞同四月十日御扇子一箱白木棉布一端拜領焉

同三年三月從御隱居公白麻十束煙草五斤拜領焉 (原註)

同六年丙戌六月朔日為仕上世座大屋子

同九年己丑三月從御隱居公賜幅広晒布二疋杉原紙一束 原是以申擲半助職於伊江親方琉球之女至自大人網挽之有録圖因就御用我能画之而進故也

同十年庚寅十二月朔日叙座敷

同二十四年甲辰六月六日卒寿七十八号寿山

註 御隱居公は島津太守を指す。

一 慎克明 (10)

〔慎姓家譜〕

九世寛郁 泉川筑登之 童名真蒲戸 唐名慎克明 行一乾隆五十六年辛亥

五月五日生

父寛英

母翁氏真鶴

室毛氏花城筑登之親雲上清英女真加戸

長女思戸 嘉慶十九年甲戌四月二十五日生

長男寛順

次女真牛 道光元年辛巳七月十三日生

尚灝王世代

嘉慶十年乙丑十二月二十五日結敬髻

同十二年丁卯十二月朔日為繪師叙筑登之座敷

同十四年己巳十二月朔日為繪師

同十七年壬申十二月朔日為繪師

同十九年甲戌十二月朔日為繪師

道光元年辛巳十二月二日不祿享年三十一号蘭峯

一 毛長禧⁽¹¹¹⁾

〔毛姓家譜〕

十二世安健 佐渡山里之親雲上⁽¹¹²⁾ 童名真三良 唐名毛長禧 行六嘉慶十一

年丙寅十二月八日生⁽¹¹³⁾

父佐渡山親雲上安懿⁽¹¹⁴⁾

母毛氏真加戸

室向氏具志川里之親雲上朝補女真松⁽¹¹⁵⁾

長男安宣

長女真加戸⁽¹¹⁶⁾ 道光十五年乙未十一月二十八日生
同十九年己亥六月二十七日夭享年五

尚灝王世代

嘉慶二十五年庚辰十二月三日結敬髻

道光八年戊子十一月二十四日因奉王命画花鳥繪恭蒙聖上賞賜扇子一箱⁽¹¹⁷⁾ 內藏
三本 十八

舛紺地島細上布一端九舛白木棉布一端

道光十二年壬辰十二月朔日陞若里之子

道光十三年癸巳七月二十五日因奉王命画響御馬凶名馬凶四枝花鳥繪四枚恭蒙

聖上賞賜扇子一箱⁽¹¹⁸⁾ 內藏
三本 十八舛紺地島細上布一端絺頭桐板一端九舛白木棉一端

尚育王世代

道光十七年丁酉三月二十日承憲令於円覺寺御書之間奉恭画先王尚灝尊遺像併
控之尊遺像大小二幅同四月五日起筆同八月十日共全造成同十二月十日恭蒙朝
廷賞賜上布二疋⁽¹²⁰⁾
⁽¹²¹⁾

道光十九年己亥正月十七日承憲令於円覺寺奉恭蒙画先王尚円尊遺像同二十五
日起筆至同四月四日全造成⁽¹²²⁾

本年九月因奉王命画大虎繪一枚花鳥繪九枚右施白螺凶二枚恭蒙聖上賞賜扇子
一箱⁽¹²³⁾ 內藏
三本 白唐紙一帖九舛白木綿一端⁽¹²⁴⁾

本年十二月二十三日恭蒙聖上賞賜上布二疋併褒書記干左⁽¹²⁵⁾

其方事去酉年尚灝様御後繪并御控書御二通奉書拜領物被成下且又今般尚円
様御後繪地紙相古奉書替格段之働候依之此節茂別楮之通拜領物被仰付候間⁽¹²⁶⁾

難有可奉頂戴者也

三司官

亥十二月廿三日

佐渡山里之子

道光二十年庚子六月朔日為御米御藏筆者⁽¹²⁷⁾

道光二十一年辛丑二月十三日因奉王命画御寢廟唐御燈爐一封二十四孝之凶十
二枚恭蒙聖上賞賜扇子一箱⁽¹²⁸⁾ 內藏
三本 広東齊一端十八舛紺地島上布一端漢府緞子大帶

地一条⁽¹²⁹⁾

本年十二月朔日陞黃冠

道光三十二年壬寅三月十八日從公辺大奥御内輪因于御用奉王命画仙人凶鸚之
繪各二枚翌年癸卯正月晦日恭蒙褒賞寄賜縞織縮緬三端⁽¹³⁰⁾

道光二十三年癸卯五月十七日因奉王命画花房御鳩之凶一枚早房御鷄之凶一枚

恭蒙聖上賞賜扇子一箱⁽¹³¹⁾ 內藏
三本 十八舛紺地島細上布一端絺頭桐板齊一端

道光二十四年甲辰七月七日因奉王命於御前画墨繪二十枚恭蒙聖上賞賜加賀扇

一箱⁽¹³²⁾ 內藏
三本

道光二十四年甲辰七月七日因奉王命於御前画墨繪二十枚恭蒙聖上賞賜加賀扇

子二本幾世留一本絹烟草入一葛布手拭一条

道光二十六年丙午正月二十五日因奉王命画彩色花鳥繪四枚

本年五月七日因奉王命画彩色仏朗西人之図一枚

道光二十七年丁未二月二十三日因奉王命画仙人之図四枚花鳥之繪四枚

尚泰世代

道光二十九年己酉五月十八日因奉王命画唐兔之図二枚馬之繪四枚三毛猫之繪

一枚兔絵一枚矮鶏之繪一枚鶏之繪一枚恭蒙聖上賞賜扇子二本白麻十帖

本年八月十九日因奉王命画白鷹之図一枚

咸豐元年辛亥三月十日從公辺因干御用奉王命画極彩色花鳥之繪二枚薄彩色仙

人之図三枚墨絵三枚翌年壬子三月二十日恭蒙褒賞寄賜燒物花入一同丁子風呂

一 同二年壬子八月二十五日承憲令於円覚寺御書之間奉恭蒙画先王尚育尊遺像併

控之尊遺像大小二幅同九月二十八日起筆翌年癸丑八月九日共全造成同十二月

二十一日恭蒙聖上賞賜太平布二疋併褒書其書記于左

其方事兼而画工相嗜候付尚育様御後繪拝調方被仰付大切成御用首尾能奉書格

段之働候此旨達上聞為御褒美別楮之拝領物被成下候間難有可奉頂戴者也

三司官

咸豐三年癸未十二月廿一日

佐渡山里之子親雲上

咸豐五年乙卯六月朔日為米御蔵大屋子

同六年丙辰十月十三日承憲令於天王寺御書之間奉恭彩上先王尚元尚永尚純尚

穆等之尊遺像四幅從則日起筆同七年丁巳五月七日共全造成

同年十一月七日承憲令於天王寺御書之間奉恭画替先王尚質尊遺像一幅從則日

起筆至于同七年丁巳九月二十五日全造成依之同八年戊午三月朔日恭蒙聖上賞

賜上布二疋併褒書其書記于左

其方事尚質様御後繪地相古候付拝替被仰付候処首尾能奉書替格段之働候此

旨達上聞為御褒美別楮之通拝領物被成下候間難有可奉頂戴者也

三司官

咸豐八年戊午三月朔日

佐渡山里之子親雲上

咸豐六年丙辰十二月朔日陞当座敷

同九年己未三月十二日承憲令於天王寺御書之間奉恭画替先王尚清尚貞等之尊

遺像二幅從則日起筆至于同十年庚申七月十九日全造成焉

同十年庚申三月八日承憲令於天王寺御書之間奉恭彩上先王尚円尊遺像御顔色

醒之所則日全造成依之同十一年辛酉四月十五日恭蒙聖上賞賜上布二疋併褒書

其書記于左

其方事尚清様尚貞様御後繪地紙相古候付拝替被仰付候処首尾能奉書替格段

之働候此旨達上聞為御褒美別楮之通拝領物被成下候間難有可奉頂戴者也

三司官

咸豐十一年辛酉四月十五日

佐渡山里之子親雲上

同治四年乙丑五月二十九日卒寿六十号□□

(1) 前掲「比嘉朝健「琉球歴代画家譜」の校異について(1)」における手法を詳述すれば、以下の通りである。那覇市市民文化部歴史博物館編『氏集 首里那覇』第五版(増補改訂版、二〇〇八年一〇月)を参照しながら、那覇市歴史博物館所蔵の家譜複製本の有無を確認の上、校異を脚註に付した。再録にあたり、旧漢字については文意を損なわない程度において、常用漢字に改めた。また比嘉朝健による註釈は、「原注」として文中に記載した。

(2) 本稿では、前掲「比嘉朝健「琉球歴代画家譜」の校異について(1)」の手法と異なる点は以下の通りである。①常用漢字に改める対象であるが、旧漢字だけでなく異体字も含めることにした。②原典の脚注と編者による脚注とを区別するために、「原註」と「註」と示しているが、改めて「原註」と付さない限りは、すべて編者による脚註のことである。③校異にあたって沖縄県立芸術大学付属研究所芸術・文化学部門 波照間永吉編『鎌倉芳太郎資料集(ノート篇) 第一巻 美術・工芸』(沖縄県立芸術大学付属研究所、二〇〇四年。校異の註釈においてのみ鎌倉ノートと略す。)を参照しなかったが、その後仲村頭・輝広志「琉球陶瓦工家譜」(『沖縄県立博物館・美術館×那覇市立壺屋焼物博物館合同企画展 琉球陶器の来た道』二〇一一年)において、鎌倉芳太郎資料を底本として、比嘉朝健「琉球歴代陶工家譜」を参照しながら、編集した。こうした成果に学びつつ、本稿でも、前掲『鎌倉芳太郎資料集(ノート篇) 第一巻 美術・工芸』を参照にした。ただし、校異との相違を明確にするために、煩雑さを厭わずに、註において前掲『鎌倉芳太郎資料集(ノート篇) 第一巻 美術・工芸』との照合が判るように摘記した。校合の脚註に関しては、鎌倉ノートと略記した。なお、改行の校異は対象外とした。

(3) 「殷姓家譜 支流」(氏集750)に所収されているものと思われる。校合は、前掲『鎌倉芳太郎資料集(ノート篇) 第一巻 美術・工芸』三七頁(四一頁)。

(4) 鎌倉ノートには「父宜寿次親方庸憲六世仲松里之子親雲上庸象」とある。

(5) 鎌倉ノートには、敬称の一字下げがあり、「蒙 聖上」とある。

(6) 鎌倉ノートには、敬称の一字下げがあり、「里 聖上」とある。

(7) 鎌倉ノートには、「蔡公賜字」とある。

(8) 鎌倉ノートには、「以」とある。

(9) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「亦 朝廷」とある。

(10) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「恭蒙 聖上」とある。

(11) 比嘉編纂本には、「字 廷器」とあるが、鎌倉ノートには「字」とのみ記されている。

(12) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「亦 朝廷 之器」と

ある。

(13) 鎌倉ノートには、「廷器氏」と記されている。

(14) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「故 朝廷」とある。

(15) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「蒙 聖上」とある。

(16) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「蒙 国母」とある。

(17) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「加那志 王妃」とある。

(18) 鎌倉ノートには、「立作間位階」とある。

(19) 鎌倉ノートには、「雍正十二年」とある。

(20) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「蒙 聖上」とある。

(21) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「及 国母 王妃」とある。

(22) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「蒙 聖上及 国母 王妃」とある。

(23) 鎌倉ノートには、「在于奥」とある。

(24) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「奉 旨」とある。

(25) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「乃 先王」とある。

(26) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「也 聖上」とある。

(27) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「此文 御製此字 御筆」とある。

(28) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「且 聖上」とある。

(29) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「日 聖上」とある。

(30) 鎌倉ノートには、「拜謁厥殿」とある。

(31) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「拜 朝廷」とある。

(32) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「蒙 聖上」とある。

(33) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「及 国母 王妃」とある。

(34) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「拜 朝廷」とある。

(35) 鎌倉ノートには、敬称のための二字下げがあり、「蒙 尚穆王」とある。

(36) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「及 国祖母」とある。

(37) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「加那志 国母」とある。

(38) 鎌倉ノートには、「向邦鼎湧川」とある。

(39) 鎌倉ノートには、「奉 命」とある。

(40) 鎌倉ノートには、「十九日」とある。

- (41) 鎌倉ノートには、「京都 皇上」とある。
- (42) 鎌倉ノートには、「復 命」とある。
- (43) 鎌倉ノートには、「本年」とある。
- (44) 鎌倉ノートには、「奉 命」とある。
- (45) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「画 先王」とある。
- (46) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「拝謝 朝廷」とある。
- (47) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「蒙 聖上」とある。
- (48) 鎌倉ノートには、「得時」とあり、また敬称のための一字下げで「得時 聖上」とある。
- (49) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「二度 国祖母」とある。
- (50) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「加那志 国母」とある。
- (51) 「查姓家譜」(氏集443)に所収されているものと思われる。校合は、前掲『鎌倉芳太郎資料集(ノート篇) 第一巻 美術・工芸』五四頁。
- (52) 鎌倉ノートには、「十五世真補 仲曾根子」との文言は記されていない。
- (53) 鎌倉ノートには、「室毛氏奥間筑登之親雲上邑厚女真貞勢」と「長女思亀同治十一年癸未七月十日生」は略されている。
- (54) 「呉姓家譜」(氏集234)に所収されているものと思われる。
- (55) 同右。
- (56) 「向姓家譜」(氏集29)に所収されているものと思われる。
- (57) 「張姓家譜」(氏集331)ないしは「張姓家譜」(氏集332)に所収されているものと思われる。校合は、前掲『鎌倉芳太郎資料集(ノート篇) 第一巻 美術・工芸』七二頁〜七六頁。
- (58) 鎌倉ノートには、「渡嘉敷筑登之親雲上」と記されている。
- (59) 鎌倉ノートには、「六日」とある。
- (60) 鎌倉ノートには、「父宗実」とある。
- (61) 鎌倉ノートには、「喜納筑登之親雲上」とある。
- (62) 鎌倉ノートには、「乾隆」とある。
- (63) 鎌倉ノートには、「十二月十二日為絵師」とある。
- (64) 鎌倉ノートには、「江戸立二付」とある。
- (65) 鎌倉ノートには、「構」とある。
- (66) 鎌倉ノートには、「差登」とある。
- (67) 鎌倉ノートには、「三画」とある。
- (68) 鎌倉ノートには、「六」とある。
- (69) 鎌倉ノートには、「御責二相成候」とある。

- (70) 鎌倉ノートには、「三画」とある。
- (71) 鎌倉ノートには、「御益筋相成御難渋」とある。
- (72) 鎌倉ノートには、「之」とある。
- (73) 鎌倉ノートには、「以被出精左様」とある。
- (74) 鎌倉ノートには、「心掛」とある。
- (75) 鎌倉ノートには、「三画」とある。
- (76) 鎌倉ノートには、「恩河里之子親雲上」とある。
- (77) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「奉 憲令」とある。
- (78) 鎌倉ノートには、「上年卯年」とある。
- (79) 鎌倉ノートには、「起至」とある。
- (原註) 冠船は清朝冊封使船を云ふ。
- (80) 鎌倉ノートには、「座」とある。
- (81) 鎌倉ノートには、「対龍」とある。
- (82) 鎌倉ノートには、「調置候」とある。
- (83) 鎌倉ノートには、「三画」とある。
- (84) 鎌倉ノートには、「千五拾貫文余」とある。
- (85) 鎌倉ノートには、「御難渋之御時節柄」とある。
- (86) 鎌倉ノートには、「殊勝之儀」とある。
- (87) 鎌倉ノートには、「其御見合」とある。
- (88) 鎌倉ノートには、「三画」とある。
- (89) 鎌倉ノートには、「從 乾隆皇帝様」とある。
- (90) 鎌倉ノートには、「位立」とある。
- (91) 鎌倉ノートには、「二十四日」とある。
- (92) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「從 聖上」とある。
- (93) 鎌倉ノートには、「二十二日蒙賜褒賞」とある。
- (94) 鎌倉ノートには、「勤候処相役申合」とある。
- (95) 鎌倉ノートには、「共三茂函勸夜」とある。
- (96) 鎌倉ノートには、「間進合」とある。
- (97) 鎌倉ノートには、「相並入目料」とある。
- (98) 鎌倉ノートには、「料茂兼而」とある。
- (99) 鎌倉ノートには、「殊勝之至候仍褒賞状如件」とある。
- (100) 鎌倉ノートには、「二十二日」とある。
- (101) 鎌倉ノートには、「尚温御後絵」とある。
- (102) 鎌倉ノートには、「此賜」とある。
- (103) 鎌倉ノートには、「嘉慶十年乙丑十一月十六日上布一疋拝領焉

方為加勢因能
并御用有此賜」

原是先王高成
御後松拝調

(104) 鎌倉ノートには、「原是 皇帝」とある。
(105) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「御 額」とある。
(106) 鎌倉ノートには、敬称のための一字下げがあり、「從 御隠居様」とある。

(107) 鎌倉ノートには、「御内院奉 命」とある。
(108) 鎌倉ノートには、「道光十二年壬辰六月」とある。

(109) 「槇姓家譜」(氏集1292・1294)に所収されているものと思われる。校合は、前掲『鎌倉芳太郎資料集(ノート篇) 第一卷 美術・工藝』七二頁～七六頁。

(原註2) 御隠居公は島津太守を指す。

(110) 「槇姓家譜」(氏集1293・1295～1297)に所収されているものと思われる。

(111) 「毛姓家譜」(氏集2693)「元祖毛龍吟新城親方安基十世毛自煥佐渡山親方安因次男」の「小宗安懿」を立口とした家譜である。

(112) 家譜には「佐渡山里之親雲上」との文言はないが、比嘉編纂本には示されている。

(113) 「同治四年乙丑五月二十九日卒寿六十」との文言が「毛姓家譜」にあるが、比嘉朝健編纂本には明記されておらず、後半部に「同治四年乙丑五月二十九日卒寿六十号□□」とある。

(114) 比嘉編纂本には「父佐渡山親雲上安懿」とあるが、家譜では「父安懿」と記されている。

(115) 比嘉編纂本には「室向氏具志川里之親雲上」とあるが、家譜では「室向氏具志川里之子親雲上」と記されている。

(116) 比嘉編纂本には「奉王命」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、つまり「奉 王命」と記されている。

(117) 比嘉編纂本には「蒙聖上」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、つまり「蒙 聖上」と記されている。

(118) 比嘉編纂本には「奉王命」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、つまり「奉 王命」と記されている。

(119) 比嘉編纂本には「蒙聖上」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、つまり「蒙 聖上」と記されている。

(120) 比嘉編纂本には「恭奉」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、つまり「恭 奉」と記されている。

(121) 比嘉編纂本には「先王尚瀨」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、つまり「先王 尚瀨」と記されている。

(122) 比嘉編纂本には「蒙朝廷」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「蒙 朝廷」と記されている。

(123) 比嘉編纂本には「画先王尚円」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、つまり「画 先王尚円」と記されている。

(124) 比嘉編纂本には「奉王命」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、つまり「奉 王命」と記されている。

(125) 比嘉編纂本には「蒙聖上」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、つまり「蒙 聖上」と記されている。

(126) 比嘉編纂本には「白木綿一端」とあるが、家譜では「白木綿布一端」と記されている。

(127) 比嘉編纂本には「蒙聖上」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、つまり「蒙 聖上」と記されている。

(128) 家譜では「併」と記されている。

(129) 比嘉編纂本には「酉年尚瀨様」と敬称の改行をせずに翻字しているが、家譜では敬称のための改行を行い、「酉年」で行を終えて改行して、二文字分から「尚瀨」と記している。

(130) 比嘉編纂本には「今般尚円」と敬称の改行をせずに翻字しているが、家譜では敬称のための改行を行い、「今般」で行を終えて改行して、二文字分から「尚円」と記している。

(131) 比嘉編纂本には「働候」とあるが、家譜では「働二候」とある。

(132) 比嘉編纂本には「拝領物被仰付」とあるが、家譜では「物」の文字はなく、「拝領被仰付」との文言である。

(133) 比嘉編纂本には「為御米御藏筆写」とあるが、家譜では「御」の文字はなく、「為米御藏筆写」との文言である。

(134) 比嘉編纂本には「奉王命」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、つまり「奉 王命」と記されている。

(135) 比嘉編纂本には「蒙聖上」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、つまり「蒙 聖上」と記されている。

(136) 比嘉編纂本には「紺地島上布」とあるが、家譜では「紺地島細上布」と記されている。

(137) 比嘉編纂本には「道光三十二年」とあるが、家譜では「道光二十二年」とある。

(138) 比嘉編纂本には「從公辺」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、つまり「從 公辺」と記されている。

(139) 比嘉編纂本には「奉王命」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、つまり「奉 王命」と記されている。

(140) 比嘉編纂本には「奉王命」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「奉 王命」と記されている。

(141) 比嘉編纂本には「鳩」とあるが、家譜では「鷄」とある。

(142) 比嘉編纂本には「蒙聖上」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「蒙 聖上」と記されている。

(143) 比嘉編纂本には「奉王命」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「奉 王命」と記されている。

(144) 比嘉編纂本には「前画墨絵二十枚恭蒙聖上賞賜加賀扇」とある。家譜では編綴の関係で該当部分を確認できなかった。

(145) 比嘉編纂本には「奉王命」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「奉 王命」と記されている。

(146) 比嘉編纂本には「奉王命」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「奉 王命」と記されている。

(147) 比嘉編纂本には「奉王命」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「奉 王命」と記されている。

(148) 比嘉編纂本には「尚恭世代」とあるが、家譜では「尚泰王世代」と記されている。

(149) 比嘉編纂本には「奉王命」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「奉 王命」と記されている。

(150) 比嘉編纂本には「兎絵」とあるが、家譜では「兎之絵」とある。

(151) 家譜では「鷄之絵一枚」の後に「金鷄之絵一枚」との文言があるが、

比嘉編纂本には示されていない。

(152) 比嘉編纂本には「蒙聖上」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「蒙 聖上」と記されている。

(153) 比嘉編纂本には「奉王命」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「奉 王命」と記されている。

(154) 家譜では「白鷹之図一枚」の後に「鷓之図一枚」との文言があるが、

比嘉編纂本には示されていない。

(155) 比嘉編纂本には「従公辺」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「従 公辺」と記されている。

(156) 比嘉編纂本には「奉王命」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「奉 王命」と記されている。

(157) 比嘉編纂本には「奉恭蒙画先王尚育」とあるが、家譜では敬うための

一字下げ、つまり「奉 恭蒙画 先王」と記されている。

(158) 比嘉編纂本には「蒙聖上」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「蒙 聖上」と記されている。

(159) 比嘉編纂本には「其方事兼而画工相嗜候付尚育」と敬称の改行をせず

に翻字しているが、家譜では敬称のための改行を行い、「其方事兼而画工相嗜候付」で行を終えて改行して、二文字分上から「尚育」と記している。

(160) 比嘉編纂本には「此旨達上聞」と敬称の改行をせずに翻字しているが、

家譜では敬称のための改行を行い、「此旨達」で行を終えて改行して、二文字分上から「上聞」と記している。

(161) 比嘉編纂本には「咸豊三年癸未」とあるが、家譜には「咸豊三年癸丑」とある。

(162) 比嘉編纂本には「里之子」とあるが、家譜では「よ」との異体字を用

いている。

(163) 比嘉編纂本には「奉恭」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「奉 恭」と記されている。

(164) 比嘉編纂本には「上先王」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「上 先王」と記されている。

(165) 比嘉編纂本には「替先王」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「替 先王」と記されている。

(166) 比嘉編纂本には「蒙聖上」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「蒙 聖上」と記されている。

(167) 比嘉編纂本には「其方事尚質」と敬称の改行をせずに翻字しているが、

家譜では敬称のための改行を行い、「其方事」で行を終えて改行して、二文字分上から「尚質」と記している。

(168) 家譜では「御後絵地紙相古候」との文言があるが、比嘉編纂本には「紙」との文字がなく、「御後絵地相古候」と示されている。

(169) 比嘉編纂本には「此旨達上聞」と敬称の改行をせずに翻字しているが、

家譜では敬称のための改行を行い、「此旨達」で行を終えて改行して、二文字分上から「上聞」と記している。

(170) 比嘉編纂本には「里之子」とあるが、家譜では「よ」との異体字を用

いている。

(171) 比嘉編纂本には「替先王」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「替 先王」と記されている。

(172) 比嘉編纂本には「焉」の文字が付されているが、家譜には「焉」はなく、

また「同十年庚申三月八日」以下は改行されずに、「造成同十年庚申三月八日」となっている。

(173) 比嘉編纂本には「奉恭」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「奉 恭」と記されている。

(174) 比嘉編纂本には「蒙聖上」とあるが、家譜では敬うための一字下げ、

つまり「蒙 聖上」と記されている。

(175) 比嘉編纂本には「其方事尚清」と敬称の改行をせずに翻字しているが、家譜では敬称のための改行を行い、「其方事」で行を終えて改行して、二文字分上から「尚清様」と記している。

(176) 比嘉編纂本には「尚清様尚貞様」と敬称の改行をせずに翻字しているが、家譜では敬称のための改行を行い、「尚清様」で行を終えて改行して、二文字分頭から「尚貞様」と記している。

(177) 比嘉編纂本には「働候」とあるが、家譜では「働二候」とある。

(178) 比嘉編纂本には「此旨達上聞」と敬称の改行をせずに翻字しているが、家譜では敬称のための改行を行い、「此旨達」で行を終えて改行して「上聞」と記している。

(179) 比嘉編纂本には「里之子」とあるが、家譜では「よ」との異体字を用いている。

(180) 家譜には「同治四年乙丑五月二十九日卒寿六十号□□」との文言が付されていないが、比嘉編纂本には、以上の文言が付されている。註(113)参照。